

## 施設入所者が「新型コロナ」に感染した場合の往診等について—「臨時的な取扱い（その43）」

令和3年4月30日付で発出された事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その43）」の主な内容は以下の通りです。

- ・介護医療院や老健、介護老人福祉施設等の入所者が新型コロナウイルス感染症に感染し、緊急の往診が必要となった場合、往診料が算定できなくても緊急往診加算の算定はできる。
- ・上記の往診を実施した場合、必要な感染予防策を講じた時には、院内トリアージ実施料を算定できる。
- ・上記施設入居者で新型コロナウイルス感染症に感染した患者さんに、酸素療法に関する指導管理を行った場合、在宅酸素療法指導管理料2「その他の場合」（2,400点）を算定できる。要件を満たせば在宅療養指導管理材料加算の算定もできる。

## 初・再診から直ちに入院した場合の「感染症対策実施加算」について—「臨時的な取扱い（その44）」

令和3年2月26日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その35）」によって、「患者又はその家族等に対して、院内感染防止等に留意した対応を行っている旨を十分に説明」し、「特に必要な感染予防策を講じた上で診療を行」った場合に、新型コロナウイルス感染症（疑い）の方以外の患者さんも含めて、外来では医科外来等感染症対策実施加算（5点）が、入院では入院感染症対策実施加算（10点）が算定できることになっています。令和3年5月7日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その44）」では、初診又は再診から直ちに入院した場合、再診料は入院基本料等に含まれて算定できないものの、医科外来等感染対策実施加算は算定できること、また入院感染症対策実施加算も併算定できることが示されています。

## 「新型コロナウイルス感染症対策雇用維持臨時支援給付金」の申請は5月31日までに

事業収入が減少した事業所に対して、社会保険料相当分の一部を給付する制度です。令和2年1月から令和2年12月までの年間事業収入が前年同月比で15%以上減少しており、なおかつ令和2年12月から令和3年3月までの任意の連続する2か月の事業収入が前年（又は前々年）同月比で30%以上減少している等の条件があります。詳細及び申請は高知県のホームページでご確認下さい。

## ※「新型コロナ感染拡大影響調査アンケート」にご協力ください。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大が始まって1年以上が経過をしました。高知保険医協会ではこの間4度に渡って、この問題の医療機関への影響調査を実施し、それをもとに政府や自治体への要望書の提出などを行ってまいりました。この度5度目となる影響調査を実施することといたしましたので、会員の皆様のご協力をよろしくお願い致します。

当FAXニュースと合わせてアンケート用紙を送信させていただいておりますので、ご回答いただき、FAX（088-832-5229）にて協会事務局までご返送ください。ご多忙のところ恐縮ですが、5月21日（金）までのご返送をよろしくお願い致します。